イ　不要発射の電力（等価等方輻射電力dBm）を次式により求める。

不要発射電力＝P_S＋G_T－L_F

P_S：スペクトル分析器の測定値（dBm）

G_T：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：試験機器の給電線の損失（dB）

試験機器の空中線絶対利得及び給電線の損失は、工事設計書に記載された値を用いることとする。

⑵　アンテナ一体型の場合

ア　試験機器空中線と試験用空中線の配置

試験機器空中線と試験用空中線を距離R≧２（Ｄ１＋Ｄ２）^{2}／λ（Ｄ１：試験機器空中線の開口径、Ｄ２：試験用空中線の開口径、λ：波長）に配置し、両空中線の主ビーム軸が一致するように正対させる。

イ　試験機器空中線の状態

試験機器空中線を回転させて測定することとし、その場合のスペクトル分析器の掃引方法は、掃引周波数幅０Hzとして、一掃引時間を空中線１回転以上の値に設定し、各周波数の掃引ごとの最大値を記録する。

２　その他

⑴　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の測定において無変調の連続波にすることが困難な場合は、通常の変調状態にして測定する。

⑵　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の測定において通常の変調状態でパルス内の基本周波数の平均電力と不要発射の平均電力の比を求めることが困難な場合は、基本周波数の尖頭電力と不要発射の尖頭電力の比として測定する。

⑶　スプリアス領域における不要発射の強度の測定において、平成11年郵政省告示第246号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の17⑶の測定方法を用いることができる。この場合において、試験結果の記載方法は別表第一による。

別表第五十九の五を次のように改める。

五　スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法に掲げる測定方法に加え、次の測定を行う。

１　測定操作手順（スプリアス領域における不要発射の強度）

⑴　アンテナ一体型以外の場合

別表第一の手順で求めた給電点の測定値を等価等方輻射電力に換算する。

ア　基本周波数の尖頭電力（等価等方輻射電力dBm）を次式により求める。

基本周波数の尖頭電力＝P_F＋G_T－L_F

P_F：空中線電力の偏差の項目での測定値（dBm）

G_T：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：試験機器の給電線の損失（dB）

イ　不要発射の電力（等価等方輻射電力dBm）を次式により求める。

不要発射電力＝P_S＋G_T－L_F

P_S：スペクトル分析器の測定値（dBm）

G_T：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：試験機器の給電線の損失（dB）

試験機器の空中線絶対利得及び給電線の損失は、工事設計書に記載された値を用いることとする。

⑵　アンテナ一体型の場合

ア　試験機器空中線と試験用空中線の配置

試験機器空中線と試験用空中線を距離R≧２（Ｄ１＋Ｄ２）^{2}／λ（Ｄ１：試験機器空中線の開口径、Ｄ２：試験用空中線の開口径、λ：波長）に配置し、両空中線の主ビーム軸が一致するように正対させる。

イ　試験機器空中線の状態

試験機器空中線を回転させて測定することとし、その場合のスペクトル分析器の掃引方法は、掃引周波数幅０Hzとして、一掃引時間を空中線１回転以上の値に設定し、各周波数の掃引ごとの最大値を記録する。

２　その他

⑴　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の測定において無変調の連続波にすることが困難な場合は、通常の変調状態にして測定する。

⑵　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の測定において通常の変調状態でパルス内の基本周波数の平均電力と不要発射の平均電力の比を求めることが困難な場合は、基本周波数の尖頭電力と不要発射の尖頭電力の比として測定する。

⑶　スプリアス領域における不要発射の強度の測定において、平成11年郵政省告示第246号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の17⑶の測定方法を用いることができる。この場合において、試験結果の記載方法は別表第一による。

別表第七十一の次の６⑸中「５⑵場合」を「５⑵の場合」に改め、同表の十一の２⑵中「1000MHz」を「1,000MHz」に改める。

別表第七十四を別表第七十七とし、別表第七十一の次に次の一表を加える。

別表第七十四　証明規則第２条第１項第53号に掲げる無線設備の試験方法

一　一般事項

１　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ 8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴に加えて周波数の偏差については二の項の試験を行う。

２　電源電圧

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

⑵　その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次の場合を除く。

ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

３　試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。

４　システム

10MHzシステム、５MHzシステム及び2.5MHzシステムの複数のシステムを有する場合は、それぞれについて試験を実施する。